

東京における新規高等学校卒業者の応募・推薦方法について

新規高等学校卒業者の採用選考時における応募・推薦方法は、従来、1人の生徒が、ある会社の募集に応募した場合、その選考結果が決まらない限り他の会社の求人に応募できない、いわゆる「1人1社制」といわれる就職慣行により行われてきました。

この応募・推薦方法は、企業が、その採用計画に基づいて高等学校からの推薦により円滑、かつ、短期間に採用選考を行うことができるという利点がありましたが、近年の新規高等学校卒業者の就職を取り巻く環境が大きく変化する中、生徒の応募機会を制限している等の指摘がされていました。

このため、平成14年度以降、東京都の教育行政機関等及び経営者団体で構成する「東京都高等学校就職問題検討会議」を毎年開催し、新規高等学校卒業者の応募・推薦についての問題を検討しております。

今年度における新規高等学校卒業者に係る応募・推薦については、「推薦開始日からは1人1社までの応募・推薦とするが10月1日以降は、1人2社まで応募・推薦を認める。」との申し合わせを行いましたので、事業主の皆さまには、趣旨と内容をご理解いただき、今後も新規高等学校卒業者の採用選考にご協力をお願いいたします。

「東京都高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

新規高等学校卒業者に係る採用選考について検討した結果、早期選考の未然防止及び統一応募様式の制定の趣旨に基づく、公平かつ公正な採用選考の実施を徹底するとともに、就職の機会均等の確保と求人秩序の確立を図り、併せて適切な推薦・応募が行われるよう下記の申し合わせを行うこととする。

記

1 応募書類について

学校は、生徒の推薦に際し、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた「全国高等学校統一用紙」を使用すること。また、求人者は、全国高等学校統一用紙以外の提出は求めないこと。

なお、応募用紙の作成方法については、手書き記入、パソコン入力のいずれでもよいこととする。選考に当たっては、作成方法を理由として不利益な取扱いをしないこと。

2 採用選考について

「本人の適性と能力」に直接関係のない事項を採否決定の判断基準とはせず、本人の基本的人権を尊重すること。

- (1) 全国高等学校統一用紙の制定の趣旨に基づき、「出身地」「家族の職業」「家庭環境・経済状況」等の就職差別に繋がるおそれのある質問（社用紙の提出）や調査等は行わないこと。
- (2) 「同和地区出身者」「自認する多様な性」「障害者」「ひとり親家庭の人」「定時制・通信制課程修了者」「外国籍の人」「特定思想・信条の人」についても公正な選考を行うこと。
- (3) 採用選考時における「健康診断」を実施する場合は、健康診断が応募者の適性と能力を判断するうえで必要不可欠であるか慎重に検討すること。

3 推薦時期・選考開始について

- (1) 推薦開始は、9月5日（文書到達主義）以降とすること。
- (2) 選考開始は、9月16日以降とすること。
- (3) 推薦開始日からは1人1社までの応募・推薦とするが10月1日以降は、1人2社まで応募・推薦を認めること。
- (4) 他道府県の企業に応募・推薦する場合は、応募先の道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。

4 求人申込みの手続き等について

求人者は、6月1日から管轄する安定所に求人申込書を提出し、選考時期、求人内容等について適正であることの確認を受けた後、7月1日以降、学校訪問が可能となること。

5 家庭訪問の禁止について

求人者またはその委託を受けた者が、直接家庭訪問し求人活動を行わないこと。また、採用内定後といえども家庭訪問は行わないこと。

6 利益供与について

求人者またはその委託を受けた者が、新規学校卒業者、その保護者、その他の関係者に対し、金品または利便の供与により、新規学校卒業者の求人活動を行わないこと。

7 文書募集等について

安定所で確認を受けた求人であり、当該求人票記載内容と異なるものではないこと。また、広告等掲載にあたっては、安定所名及び求人番号を記載することとし、応募者の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと。

8 応募前職場見学等について

求人提出後に実施することとし、実施時期は夏休み期間中とするなど、学事日程に影響の少ない時期とすること。

採用選考と異なることから、参加の有無を採否の判断基準に含めないこととし、応募書類をはじめとして生徒に書類を求めることのないようにすること。また、本人の状況を聴取するなど、採用選考に直接繋がる質問をしたり、内定と受け取られるような話はしないこと。

9 採用試験及び採用結果の通知について

求人者は、採用試験期日、場所、採否結果等を決定次第直ちに学校及び学校を通じて応募者に文書を以って通知すること（採否にあたっては極力7日以内）。

なお、不採用者があった場合には、その者の応募書類を学校に返却するとともに、その理由についても併せて通知すること。

10 採用内定後の提出書類及び連絡について

求人者は、入社日までは「就職承諾書」以外の書類の提出を求めないこと（ただし、入社以前に真に必要な書類・写真等を除く。）。また、入社後の提出であってもその使用目的を十分に説明のうえ提示を求め、使用後は速やかに返却すること。

11 採用（内定）生徒の就業開始時期及び教育等について

就業開始は「卒業日の翌日以降」となること。また、卒業前実習、教育、研修等にあたっては、学校教育に支障をきたすことが考えられるため、教育等は入社後に事業主の指揮命令のもとで実施すること。

令和7年2月28日

東京都高等学校就職問題検討会議

東京都教育委員会
東京都生活文化スポーツ局
東京都公立高等学校長協会
一般財団法人東京私立中学高等学校協会
東京都産業労働局
一般社団法人東京経営者協会
東京商工会議所
東京都中小企業団体中央会
東京労働局

複数応募・推薦に係るQ & A

Q 1 9月中に当社において選考した生徒が、10月1日以降、別の会社に応募するということはある
ますか。

A 1 9月中に内定を通知（文書により行う。FAX、電子文書を含む）された生徒が、10月1日以
降、新たに別の会社に応募するということはありません。ただし、内定を辞退した場合または9月
中に行われた面接について結果の通知を受けていない場合、10月1日以降に別の会社に応募する
ことはあります。

Q 2 10月1日以降、1社の内定通知を受けた生徒が、新たに別の会社に応募することはありますか。

A 2 ありません。今回の申し合わせは、就職未内定生徒の応募機会の拡大を目的として、10月1日
以降は2社の併願を認めるものであり、内定を得た生徒が新たに別会社に応募することを認めるも
のではありません。

Q 3 10月1日以降、2社応募した生徒に当社が内定を通知した場合、2社目の結果が出ていない場
合は、本人の承諾をどのくらい待たなければならないのですか。

A 3 内定通知を受けた生徒が就職承諾をするのは、その生徒が内定を承諾した時ですが、10月1日
以降に2社併願をしている場合は、2社目の採否結果の通知が出た後、すみやかに内定の承諾また
は辞退を申し出ることとなっております。

なお、各事業主に対しては、7日以内に採否結果を通知するようお願いしています。採否結果の
通知は、高卒用求人票の採否決定欄の日数と相違のないよう、迅速な対応をお願いいたします。

Q 4 当社に応募した生徒または学校の先生に、他の応募先企業があるか否かを質問することは可能で
すか。

A 4 応募・選考時の質問等は、公正な採用選考ルールに基づいてお願いしているところです。当該質
問が不適正なものとは考えていませんが、採用選考にあたっては、本人の適性・能力に基づいて判
断するようお願いします。

Q 5 生徒による内定辞退が生じる可能性があることを見込んで、多めに内定者を出してもいいです
か。

A 5 採用計画を上回る内定者を出したことにより、結果、一部の生徒の内定を取り消すということは
絶対に避けなければなりません。採用計画に基づく採用・内定を行っていただき、内定辞退等の理
由により欠員が生じた場合は、引き続きの募集をお願いいたします。

Q 6 今回の対応は、東京のみの取扱いですか。

A 6 今回の申し合わせは、令和7年度の東京における新規高等学校卒業者に対するものです。全国的
には都道府県単位で検討が行われ、地域の実情にあった対応がなされています。

なお、他県の申し合わせの状況については、『高卒就職情報WEB提供サービス』の検討会議実
施結果よりご覧いただけます。(https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/)

Q 7 他県の生徒が10月1日以降に応募してきた場合、この生徒は何社応募することができますか。

A 7 高校生の応募・推薦については、求人事業所所在都道府県のルールに則って行うこととなります。
そのため、他県の生徒が東京の事業所の求人に応募する場合、10月1日以降は2社までの応募が
可能です。

注意事項

- ① 選考後の採否結果は、最初の選考日から7日間以内に文書（FAX、電子文書を含む。）で通知していただくようお願いします。
- ② これを超える場合であっても、求人票の採否決定欄により日数（起算日は最初の選考日）を明示していただくようお願いします。
- ③ やむを得ない事情により採否決定が遅れる場合は、選考対象となっている生徒の学校へ必ずその旨の連絡を入れてください。

《都内ハローワーク（公共職業安定所）一覧》

安定所名	電 話	所 在 地	最 寄 駅	管 轄 地 域
飯田橋	03(3812)8609 (36#)	〒112-8577 文京区後楽 1-9-20	J R 飯田橋駅 徒歩 5 分	千代田区、中央区 文京区、島しょ
上 野	03(3847)8609 (32#)	〒110-8609 台東区東上野 2-7-5 借楽 ビル(東上野Ⅱ)3 階	J R 上野駅 徒歩 8 分	台東区
品 川	03(5419)8609 (35#)	〒108-0014 港区芝 5-35-3	J R 田町駅 徒歩 3 分	港区、品川区
大 森	03(5493)8609 (32#)	〒143-8588 大田区大森北 4-16-7	J R 大森駅 徒歩 8 分	大田区
渋谷	03(3476)8609 (35#)	〒150-0041 渋谷区神南 1-3-5	J R 渋谷駅・原宿駅 徒歩 10 分	渋谷区、世田谷区、目黒区
新 宿 (東京新卒応援 ハローワーク)	03(5339)8609	〒163-0721 新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 21 階	J R 新宿駅 徒歩 10 分	新宿区、中野区、杉並区
池 袋	03(3987)8609 (32#)	〒170-8409 豊島区東池袋 3-5-13	J R 池袋駅 徒歩 10 分	豊島区、練馬区、板橋区
王 子	03(5390)8609 (43#)	〒114-0002 北区王子 6-1-17	地下鉄南北線 王子神谷駅 徒歩 7 分	北区
足 立	03(3870)8609 (32#)	〒120-8530 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6～8 階	J R 北千住駅 徒歩 6 分	足立区、荒川区
墨 田	03(5669)8609 (32#)	〒130-8609 墨田区江東橋 2-19-12	J R 錦糸町駅 徒歩 4 分	墨田区、葛飾区
木 場	03(3643)8609 (35#)	〒135-8609 江東区木場 2-13-19	地下鉄東西線木場駅 徒歩 5 分	江東区、江戸川区
八王子 (中・高卒)	042(648)8609 (31#)	〒192-0904 八王子市子安町 1-13-1	J R 八王子駅 徒歩 3 分	八王子市、日野市
八王子新卒応援 ハローワーク (大学等卒)	042(631)9505	〒192-0083 八王子市旭町 10-2 八王子 T C ビル 6 階	J R 八王子駅 徒歩 2 分	
立 川	042(525)8609 (32#)	〒190-8609 立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎	J R 立川駅 徒歩 10 分	立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、 国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
青 梅	0428(24)8609 (31#)	〒198-0042 青梅市東青梅 3-20-7	J R 東青梅駅 徒歩 10 分	青梅市、福生市、あきる野市、 羽村市、西多摩郡
三 鷹	0422(47)8609 (31#)	〒181-0013 三鷹市下連雀 4-15-31 K D X レジデンス三鷹 1 階・2 階	J R 三鷹駅 徒歩 14 分	三鷹市、武蔵野市、清瀬市、 東久留米市、西東京市
町 田	042(732)7397	〒194-0022 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階	J R 町田駅 徒歩 13 分	町田市
府 中	042(336)8609 (31#)	〒183-0045 府中市美好町 1-3-1	京王線府中駅 徒歩 7 分	府中市、調布市、狛江市、 多摩市、稲城市